

福島県農畜産物産地体制強化事業補助金等交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知)、園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知)及び新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱(令和7年1月16日付け6農産第3345号)に基づき事業を行う市町村、農業団体等(以下「交付事業者等」(間接交付事業者を含む。))という。)に対し、予算の範囲内において交付金等を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び交付等額)

第2条 交付金等は、交付事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該交付事業者等に対して交付するものとする。

ただし、福島県農林事務所(以下「農林事務所」という。)の域を越えない交付事業者等(市町村を除く。)が同表に掲げる事業を行う場合に、市町村が交付するときの当該交付に要する経費については、市町村に対して交付するものとする。

2 交付金等の額は、交付事業ごとに同表に掲げる交付率又は補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 交付事業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象経費又は補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率又は補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付金等交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とす

る。

- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 国から付された交付金等交付の条件を遵守するために必要な事項。
 - (2) 事業実施主体に対し、交付金等を交付するときは、交付事業者等は規則第18条の規定に準じた規定を設けること。
 - (3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分することを承認する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- 3 交付事業者等は、事業実施主体に対し、交付等事業の完了後においても交付等事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金等交付の目的に従ってその効果的な運営を図るよう指導するものとする。

(変更等の承認申請)

第5条 交付事業者等は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県農畜産物産地体制強化事業変更承認申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(概算払)

- 第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金等について概算払の方法により、交付金等の交付をすることができる。
- 2 交付事業者等は、前項の規定に基づき交付金等の概算払を受けようとするときは、福島県農畜産物産地体制強化事業概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、福島県農畜産物産地体制強化事業遂行状況報告書（第4号様式）により、交付金等の交付決定のあった年度の12月31日現在の状況について、当該年度の1月10日までに提出するものとする。

ただし、当該年度の12月における概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 交付事業者等は、当該事業が完了したときには、すみやかに福島県農畜産物産地体制強化事業完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県農畜産物産地体制強化事業実績報

告書（第1号様式）により、事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は交付金等の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（交付金等を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 交付事業者等は、交付等事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに第6号様式により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 交付事業者等は、第1項の実績報告を行うにあたり、交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを交付金等額から減額して報告しなければならない。
- 4 交付事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（当初に減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第7号様式）によりすみやかに知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 6 当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金等の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付金等の交付請求）

第10条 交付金等交付決定の通知を受けた交付事業者等は、交付等事業が完了した場合は、すみやかに福島県農畜産物産地体制強化事業交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、交付金等の全額が概算払いされた場合は、この限りでない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）による。）ものとする。（ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）

（会計帳簿等の整備等）

第12条 交付金等の交付を受けた交付事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該交付事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書又は補助金調書を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該交付事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかな

なければならない。なお、交付金調書又は補助金調書は、各事業の国の交付等要綱に定める様式によるものとする。

- 2 交付事業者等は交付等事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳を前条第1項に規定する期間内備えておかななければならない。なお、財産管理台帳は各事業の国の交付等要綱に定める様式によるものとする。

(権限の委任)

- 第13条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の農林事務所の長に委任する。
ただし、県全域に及ぶ広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の交付金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、福島県生産振興総合対策事業等補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月29日から施行し、平成22年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成27年2月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 6 日から施行し、平成 29 年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区 分	経 費	交付率又は補助率		重要な変更	
		国庫交付金	県 費	経費の配分の 変更	事業内容の 変更
<p>強い農業づくり総合支援交付金</p> <p>1 農業・食品産業強化対策整備交付金</p> <p>産地基幹施設等支援タイプ</p> <p>(1) 産地競争力の強化</p>	<p>交付事業者等が、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 事業費</p> <p>(1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 国産飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設</p> <p>オ 農業廃棄物処理施設整備</p> <p>(2) 産地合理化の促進 ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 イ 集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ 農産物処理加工施設等再編利用 エ 食肉等流通体制再編整備</p>	<p>1 / 2 以内 (1 (2)オ及びカは1 / 3 以内) ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1-I「交付率」に記載されている別記1に定める場合にあっては別記1に定める率又は額以内とする。</p>		<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

<p>(2) みどりの食料システム戦略の推進</p>	<p>オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 カ 乳業再編等整備 (ア) 効率的乳業施設整備 (イ) 集送乳合理化推進整備 (ウ) 需給調整拠点施設整備</p> <p>2 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の推進に必要な以下の施設の整備又は改修等が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ 畜産物産地基幹施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 国産飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>			
<p>卸売市場等支援タイプ (1) 食品流通の合理化</p>	<p>交付事業者等が、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 事業費 (1) 食品流通拠点施設整備の推進 〔品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場統合・連携促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備〕</p>	<p>4 / 10 以内 ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1-Ⅱ「交付率」に記載されている別</p>		<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減 2 卸売市場法第72条</p>	<p>1 成果目標の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業実</p>

	<p>ア 売場施設 イ 貯蔵・保管施設 ウ 駐車施設 エ 構内舗装 オ 搬送施設 カ 衛生施設 キ 食肉関連施設 ク 情報処理施設 ケ 市場管理センター コ 防災施設 サ 加工処理高度化施設 シ 選果・選別施設 ス 総合食品センター機能付加施設 セ 附帯施設 ソ アからセまでの施設内容に準ずる施設 タ 共同集出荷施設</p> <p>2 附帯事務費 市町村附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>記2に定める場合にあつては、別記2に定める率以内とする。</p> <p>1 / 2 以内</p>		<p>第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p>	<p>施主体の変更</p> <p>4 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
<p>産地生産基盤パワーアップ事業費補助金</p> <p>1 国産農作物生産基盤強化等対策事業費補助金</p>	<p>交付事業者等が、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等</p> <p>(2) 整備事業 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農産物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設</p>	<p>1 収益性向上対策 (1)のアの事業 導入する農業機械等の本体価格の1 / 2 以内とする。</p> <p>(1)のイの事業 1 / 2 以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別表2のI基金事業の1(1)のイの「補助率」に記載されているただし書きについては、定める率又は額以内とする。</p> <p>(2) 整備事業 1 / 2 以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別表2のII整備事業の1収益性向上対策の「補助率」に記載されているただし書きについては、定める率又は額以内とする。</p>		<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 成果目標の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 交付事業者等の変更</p> <p>4 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>5 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

<p>2 次世代園芸産地づくり支援事業</p>	<p>シ 有機物処理・利用施設</p> <p>(3) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p> <p>2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園の再整備・改修</p> <p>3 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 市町村が1(2)の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>1 次世代園芸産地支援事業 (1) 革新技術導入支援事業 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産支援事業及び風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業のうち生産体制強化支援事業（県育成品種の種苗を除く）を活用して導入する以下の経費を支援する。 ア スマート農業機器等 イ 付帯設備として上記アを備えた農業用ハウス</p> <p>(2) 園芸施設再整備支援事業 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策により導入する以下の経費を支援する。 ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 再整備・改修を行った農業用ハウスに設置する付帯設備</p>	<p>(3) 効果増進事業 定額（1/2相当）</p> <p>2 生産基盤強化対策 (1) 事業費の1/2以内 (2) 事業費の1/2以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱別表2のI基金事業の2生産基盤強化対策の「補助率」に記載されている括弧書きについては、定める額以内とする。</p> <p>3 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>	<p>1/10以内</p> <p>1/10以内</p>		
<p>園芸産地における事業継続強化対策補助金</p> <p>1 園芸産地における事業継続強化対策補助金</p>	<p>交付事業者等が、園芸産地における事業継続強化対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に係る経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に係る経費</p> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内</p>			<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 取組主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

<p>新基本計画実装・農業構造 転換支援事業補助金</p> <p>1 新基本計画実装・農業 構造転換支援地方公共団 体整備費補助金</p>	<p>交付事業者等が、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 共同利用施設の再編集約・合理化 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 油糧作物処理加工施設 (13) バイオディーゼル燃料製造供給施設 (14) 農業廃棄物処理施設</p> <p>2 附帯事務費 1の経費にかかる事業の実施に関し、都道府県事業計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費。</p>	<p>1 / 2 以内 ただし、対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合は6 / 10以内。</p> <p>1 / 2 以内</p>		<p>1 経費の欄に掲げる1及び2の相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 取組主体の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
---	--	--	--	--	--